

なり岩橋補修設計業務委託  
特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、本市が発注する「なり岩橋補修設計業務委託」に適用する。

また、本業務の実施にあたり、受注者は本特記仕様書によるほか、業務委託契約書、「新潟県測量・設計・調査業務委託標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）のほか、魚沼市委託契約条項（令和 4 年魚沼市告示第 159 号。以下「委託契約条項」という。）及び本特記仕様書に従い実施するものとする。

(目的)

第2条 本業務は、なり岩橋の補修設計業務である。当該橋梁は竣工から 37 年が経過し、令和 4 年度の橋梁定期点検において上部工（下横構）（対策区分 C3）が確認され、健全度区分Ⅲ早期措置段階と評価されている。

本業務は、過年度点検結果及び詳細調査結果を基に補修が必要な箇所を抽出し、劣化損傷原因を明らかにした上で補修設計を行うことを目的とする。なお、予定している補修工種は事後保全工種及び劣化損傷の進展を抑制する予防保全工種とし、横桁補修設計とする。

表 1 橋梁概要一覧表

	なり岩橋	備考
路線名	市道下折立 49 号	
交差種別	一級河川佐梨川	
第三者被害の有無	なし	
竣工年次	昭和 60 年（1985 年）	
橋長	35.4m	
幅員	1.6m	
橋梁形式	吊り橋	

(期限)

第3条 本業務の履行期限は令和 8 年 2 月 27 日までとし、工期を厳守するものとする。

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、建設部門（選択科目：鋼構造及びコンクリート）の技術士、もしくは R C C M（鋼構造及びコンクリート）、又はこれと同等以上の能力を有する者でなければならない。また、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間に、魚沼市が所管する市道橋、もしくは新潟県土木部が所管する道路橋の補修設計業務に係る管理技術者として従事した経験を有すること。

(業務内容)

第5条 業務内容は、以下のとおりとする。なお、業務を進める中で業務内容に変更が生じた場合には監督員と協議を行い、内容を決定する。

#### 1. 業務計画

受託者は、契約後速やかに業務実施体制を整え、必要な資料の収集、現地踏査計画等を検討の上、標準仕様書第1112条に基づき業務計画書を作成し、監督員に提出する。

#### 2. 既存資料の収集・整理

業務に先立ち、設計（竣工）図書、点検資料等の貸与資料や既存の関連資料を収集し、整理を行う。

#### 3. 現地踏査

既存資料をもとに現地踏査を行い、損傷程度の概要、既存の補修対策状況、添架物・支障物件の有無、周辺状況、施工性を確認し、補修設計の計画立案に必要となる基礎的状況を把握する。また、詳細調査時に必要となる資機材の確認や運搬経路、交通量、想定される交通規制（交通整理員の配置人数等）、橋梁の劣化程度、その他調査を実施するために必要な現場の概要を確認する。

#### 4. 一般図作成

補修設計に必要な図面（一般図）を作成する。  
構造形式を確認し、必要寸法を測定のうえ一般図を作図する。

## 5. 補修設計

### (1) 横桁補修設計

確認された損傷について、点検・試験結果に基づき、補修工法の比較・検討、設計図作成、数量計算を行う。なお、補修内容は腐食、ガセットプレートの破断に対する当て板補修工、ガセットプレート取替を想定している。

## 6. 施工計画

補修工種全体の施工順序、施工要領、概略工程表、仮設足場図を作成し、施工時の留意点等を取りまとめる。

なお、河川橋における等流計算による流下能力、水位の検討程度を含むものとし、不等流計算による検討が必要となる場合は、別途、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

## 7. 概算工事費算出

補修工種ごとに概算工事費を算出する。

## 8. 設計協議

設計協議は、「業務着手時」、「中間」(1回)及び「完了時」の合計3回を予定し、管理技術者、その他適当と認めるものが立ち会うものとする。

### (貸与資料)

第6条 以下の資料を貸与する。

- (1) 令和4年度 橋梁点検業務委託 報告書
- (2) 既存の現橋設計図書、道路台帳図等
- (3) その他、河川条件に関する資料等

### (成果品)

第7条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) なり岩橋補修設計業務委託 報告書 1部
- (2) 上記、電子データ(CD-R) 1枚

(資料の貸与及び返却)

第8条 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。

(成果物の使用等)

第9条 成果品はすべて発注者の所有とし、受注者は発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

(書類の厳正な保管)

第10条 本業務の関係書類は、発注者に提出するまでの間、汚損、紛失、消失等がないよう厳正に保管しなければならない。

(疑義)

第11条 受注者は発注者と緊密な連絡をとり、円滑な作業の進捗を図るとともに、作業段階ごとに協議を行わなければならない。また、受注者は、本仕様書及び設計書等に疑義が生じた場合、ただちに発注者と十分な協議を行い、その指示に従わなければならない。

(業務の完了)

第12条 本業務は、業務終了後所定の図書を提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

以 上